

IV. 地域で管理しようとする猫に不妊・去勢手術を

9 猫を識別しましょう。

飼い猫が識別可能な状態になったら、飼い猫と飼い主のいない猫とが区別できるようになります。

区別の方法には、飼い猫には首輪をする、鈴等の目印をつける、写真を撮る等があります。皆さんで協議して決めてください。

そして、どの猫が、地域で管理が必要な猫なのか把握し、不妊・去勢手術していきましょう。

その際、手術しようとしている猫に、飼い主がいないことを確認しておきましょう。

10 飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費用を確保しましょう

不妊・去勢手術を含め、地域で管理していくには、いろいろ出費がかかります。費用確保の方法としては募金、カンパ、バザーを活用する等が考えられます。自治会費から費用を捻出することも考慮しましょう。

いずれにしても、費用を確保するには、猫の問題は地域全体の問題であるという認識が不可欠です。あらかじめ地域における費用確保の方法を協議しておきましょう。

11 地域で管理する猫を收容しましょう

不妊・去勢手術するため、地域で管理する猫を收容しましょう。

飼い主のいない猫を收容するには、動物愛護推進員、ボランティア、民間の団体等の人たちの協力を得た方がスムーズに行く場合があります。猫に負担をかけない方法で收容するようにしましょう。

收容しようとする際には、あらかじめ、地域内で十分広報し、飼い猫を外に出さないよう協力してもらいましょう。

12 収容した猫に不妊・去勢手術をしましょう

不妊去勢手術については、近隣の動物病院にも相談してみてください。対策を始める前に、あらかじめ関係者と協議しておきましょう。また、センターでは、次のような場合に限り不妊去勢手術の支援を行います。（原則として取り組み初回時のオスのみ）

飼い主のいない猫問題に対して、

- ①地域での合意形成が図られていること
- ②飼い猫への対策ができていること
- ③エサやりを適正に行えること（下記 13 参照）
- ④地域で継続的に手術を行うための予算確保ができていること

上記条件を満たす地域自治会からの要請があった場合に手術の支援を行います。

13 飼い主のいない猫を地域で管理しましょう

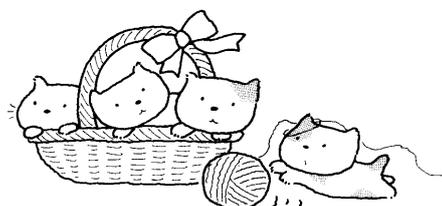
手術が済んだ猫が、地域に帰ってきます。区別できるように識別しましょう。そして、これからも地域で管理していきましょう。

不妊去勢のされた猫は管理がしやすく、おだやかに一代限りの生を全うします。

エサを与える場合にはルールを作り、置きエサなど無責任なエサやりをしないようにしましょう。



不妊等の措置を施せば飼い主のいない猫でも屋内での飼養が可能になる場合があります。地域の実情に応じて、地域で新たな飼い主を探すことも検討してください。動物愛護推進員、協力団体等に譲渡先について相談しましょう。



V. 地域で飼養する猫の管理

14 エサ場と水場をつくって管理しましょう

飼い主のいない猫にエサ等を与える場合、給餌者、時間、場所、頻度等、地域でルールを定めましょう。

特に、猫が食べ終わった後に、残りのエサを速やかに片付けるなど周辺的美観を損なわないよう努めてください。

隠れてエサやりをする行為や無秩序なエサやりは決して地域の理解を得られるものではありません。

15 トイレをつくって管理しましょう

飼い主のいない猫を地域で管理するにあたって糞尿の始末は大切なことです。地域に複数のトイレを設置し、トイレを管理する者、設置場所等、地域でルールを定めましょう。飼い主のいない猫でもトイレのしつけはできます。

トイレはこまめに清掃しないと、他でするようになってしまいます。こまめに清掃することが必要ですので、地域で協力者を募ることが大切です。猫の糞尿を適正に管理することで街がきれいになり、家の庭先を汚すといった苦情もなくなります。

16 つめとぎ場をつくりましょう

猫は、つめを研ぐ習性があります。

市販の爪研ぎ器、不要になった絨毯、木ぎれ等用意し、設置場所、清掃担当者等、地域でルールを定めましょう。

17 猫の家を造りましょう

飼い主のいない猫だって、落ち着く場所を求めています。

猫の習性を利用した家を設置することにより、その場所に落ち着くことができます。寒さをしのいだり、日光浴のできる場所を確保しましょう。

猫は、2～3階の立体的な家を好みます。